令和７年第１回阿武町議会定例会 会議録

第　１　号

令和７年２月２８日(金曜日)

開会 ９時００分 ～ 散会 １５時４４分

議事日程

開会　　令和７年２月２８日(金)　９時００分

開会の宣告

議長諸般の報告

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　町長施政方針演説

日程第４　議案第１号　専決処分を報告し承認を求めることについて(令和６年度阿武町一般会計補正予算(第６回))

日程第５　議案第２号　第７次阿武町総合計画後期基本計画の策定について

日程第６　議案第３号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

日程第７　議案第４号　阿武町議会議員及び阿武町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

日程第８　議案第５号　阿武町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

日程第９　議案第６号　阿武町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

日程第10　議案等７号　阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改

正する条例

日程第11　議案第８号　行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

日程第12　議案第９号　阿武町農村情報連絡(防災行政無線)施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第13　議案第10号　阿武町定住促進条例の一部を改正する条例

日程第14　議案第11号　指定管理者の指定について

日程第15　議案第12号　阿武町と萩市との間における事務の委託に関する規約の変更について

日程第16　議案第13号　山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

日程第17　議案第14号　阿武町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第18　諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第19　発議第１号　阿武町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

日程第20　議案第15号　令和６年度阿武町一般会計補正予算(第７回)

日程第21　議案第16号　令和６年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第５回)

日程第22　議案第17号　令和６年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第３回)

日程第23　議案第18号　令和６年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正

予算(第１回)

日程第24　議案第19号　令和６年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第３回)

日程第25　議案第20号　令和６年度阿武町簡易水道事業会計補正予算(第２回)

日程第26　議案第21号　令和６年度阿武町集落排水事業会計補正予算(第２回)

日程第27　議案第22号　令和７年度阿武町一般会計予算

日程第28　議案第23号　令和７年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計予算

日程第29　議案第24号　令和７年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計予算

日程第30　議案第25号　令和７年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第31　議案第26号　令和７年度阿武町介護保険事業特別会計予算

日程第32　議案第27号　令和７年度阿武町簡易水道事業会計予算

日程第33　議案第28号　令和７年度阿武町集落排水事業会計予算

日程第34　委員会付託　議案第１号～議案第13号、発議第１号、議案第15号～議案第28号

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(８名)

議席番号

１番　米　津　高　明

２番　上　村　萌　那

３番		白　松　靖　之
４番		西　村　容　子
５番		松　田　　穣
６番		池　田　倫　拓
７番	副議長	市　原　　旭
８番	議　長	末　若　憲　二

欠席議員　　なし

欠　　員　　なし

説明のため出席したもの

町長	花　田　憲　彦
副町長(総務課長事務取扱)	中　野　貴　夫
教育長	網　本　徳　文
まちづくり推進課長	高　橋　仁　志
健康福祉課長	矢　次　信　夫
戸籍税務課長	水　津　繁　斉
農林水産課長	野　原　　淳
土木建築課長	近　藤　慎　治
教育委員会事務局長	藤　田　康　志

会計管理者　柴　田　奈　美

福賀支所長　工　藤　茂　篤

宇田郷支所長　小　野　智　彦

欠席参与　なし

事務局職員出席者

議会事務局長　三　浦　　貴

議会書記　平　田　祥　子

開会９時００分

開会の宣告

○議長（末若憲二）　全員御起立お願いします。互礼を交わします。一同礼。おはようございます。御着席ください。

議会開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今年の冬は全国的に強烈寒気団の影響で寒い日が続き、東北地方をはじめ、全国的に大変な豪雪に見舞われました。特に、青森県の酸ヶ湯温泉では積雪が５メーター以上を記録するなど、各地で例年の降雪量を更新する記録的な豪雪となりました。住民の方々は屋根の雪下ろしに大変困っていらしたようで、中には屋根からの雪下ろし等により亡くなられた方も数人いらっしゃいました。また、道路の排雪もなかなか進まなくて、観光業をはじめ買物や暖房費など、住民生活にも大きな影響が出ていたようです。昨年元旦に発生しました令和６年能登半島地震から１年２か月が過ぎようとしていますが、能登地方でも地震の後、豪雨があり、そして今度は大雪が降り、家屋の倒壊が多く見られていました。また、雪による車の立ち往生が今年も発生しました。私ごとでありますが、今月７日、山口市から帰ってくるときに、雲雀峠において２時間弱の立ち往生に遭遇しました。車の中でじっと待つのは大変だとつくづく体験したところであります。

今、国において、新年度予算115兆5,415億円の審議が進んでいますが、野党第１党からは３兆8,000億円規模の予算修正案が提出されています。そんな中、25日、与党と野党第２党との高校無償化の話がまとまり、７年度の予算に賛成することが決まりました。ただ、財源をどうするのか、そのたびに国民の生活が脅かされることがないように強く望んでいます。

25日からは暖かくなってきました。来月には小、中、高と卒業式があります。今後は三寒四温を繰り返しながら少しずつ春らしい気候となってくると思います。我が家の梅の花も咲きそろってきました。一日でも早く本格的な春の訪れを待っているところです。

毎年の３月定例会というと、14年前のあの東日本大震災を思い起こしてなりません。14年前の３月11日は議会開催中であり、当日は特別委員会後の現地踏査から帰ってきたときのテレビで見たあの映像は我が目を疑うものでした。いまだに思い出すことがあります。その津波の被害を受けられた岩手県大船渡市で大規模な山林火災が発生し、住宅が八十数軒延焼の被害に遭われています。津波の被害から家屋を建て替えられた方も含まれているようです。ただただ一刻も早く鎮火することを祈るばかりです。このように、自然災害はいつどこで起きるか分かりません。危機感を持って対応できるところはしっかりと行っていくことが大事だと思います。

世界に目を向けてみますと、ロシアのウクライナへの武力侵攻が起こって３年が過ぎましたが、収まる気配はありません。１月に就任しましたアメリカのトランプ大統領がロシアのプーチン大統領と話をして解決すると言っていますが、ウクライナを抜きにしての解決はないと思います。また、トランプ大統領は自国第一主義の下、世界各国との間で関税の利率を上げるという行動に出ています。まさに１人のために世界中が振り回されています。もう少し協調性が欲しいと思います。

そんな中、議員各位におかれましては諸事御多端の中、令和７年第１回阿武町議会定例会の招集に当たり、応召御出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日からの阿武町議会定例会では、令和７年度一般会計予算45億1,000万円と、４つの特別会計予算15億7,517万7,000円と、２つの企業会計予算３億3,929万9,000円を合わせて64億2,447万6,000円が上程されます。内容については、この後の町長施政方針演説で説明があると思いますが、この予算によ

り、町民の皆様にとってよりよい生活環境や豊かな社会をつくるため、今後１年間のまちづくりや住民の福利厚生などが決まり、個性豊かで活力に満ちた阿武町の実現に向けた大事な予算です。議会といたしましては、しっかりと審議し、住民と行政のパイプ役だけでなく、行政のチェック機関として、改めて町民の皆様の信任に応えるべく、機能を十分発揮していただきますようお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。

○議長（末若憲二）　本日の出席議員は８人全員です。ただいまより令和７年第１回阿武町議会定例会を開会します。これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、町長施政方針演説、議案説明、一部質疑・採決、委員会付託です。

議長諸般の報告

○議長（末若憲二）　これより日程に入るに先立ち、過ぐる12月７日開催の令和６年第４回阿武町議会定例会以降、本日までの会議等を含め諸般の報告を行います。

12月９日、後期高齢者医療広域連合議会における協議が本庁で開催され、本職が出席をしました。

同じく12月９日、阿武町住みよいふるさとづくり計画審議会が役場本庁で開催され、本職が出席をしました。

12月19日、令和６年度第２回阿武町地域公共交通会議が役場本庁で開催され、本職が出席をしました。

１月２日、令和７年阿武町二十歳のつどいが町民センターで開催され、市原副議長と本職が出席をしました。

１月６日、官公庁・報道関係合同新年互礼会がセントコアで開催され、本職が出席をしました。

１月７日、知事及び県議会議長との懇談会が山口県庁で開催され、本職が出席をしました。

１月11日、阿武町消防出初式が町民センターほかで開催され、議員各位出席をされました。

同じく１月11日、第18回医療関係団体新年互礼会がかめ福オンプレイスで開催され、本職が出席をしました。

１月27日、山口県町議会議長会の各種協議が役場本庁で行われ、本職が出席をしました。

同じく１月27日、令和７年第１回山口県後期高齢者医療広域連合議会定例会の事前協議が役場本庁で行われ、本職が出席しました。

１月29日、阿武町新春懇話会が開催され、議員各位出席をされました。

２月１日、明日の郵政事業を考える会が旭マルチメディアセンターで開催され、本職が出席をしました。

２月３日、令和７年第１回山口県後期高齢者医療広域連合議会定例会が山口県自治会館で開催され、本職が出席をしました。

２月４日、中国地区町村議会議長会会長局長会議が東京都で開催され、本職が出席をしました。

２月５日、全国町村議会議長会都道府県会長会議が東京都で開催され、本職が出席をしました。

２月14日、山口県市町総合事務組合議会定例会が防長苑で開催され、本職が出席をしました。

２月16日、阿武町栄光文化賞・阿武町っ子栄光賞授与式が町民センターで開催され、本職が出席をしました。

２月17日、阿武町住みよいふるさとづくり計画審議会が役場本庁で開催され、本職が出席をしました。

２月21日、山口県町議会議長会２月定例会がセントコア山口で開催され、本職が出席をしました。

同じく２月21日、山口県町議会議長会研修会がセントコア山口で開催され、議員各位出席をされました。

２月25日午前９時より議会運営委員会が開催され、今期定例会に関しての協議がなされました。その結果につきましては資料のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（末若憲二）　これより日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、４番、西村容子君、５番、松田　穣君を指名します。

日程第２　会期の決定

○議長（末若憲二）　日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、過ぐる２月25日開催の議会運営委員会において審議の結果、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日２月28日から３月19日までの20日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。（「異議なし」という声あり。）

○議長（末若憲二）　御異議なしと認めます。よって、会期は本日から３月19日までの20日間と決定しました。

日程第３　町長施政方針演説

○議長（末若憲二）　日程第３、ここで今期定例会に当たり、花田町長が施政方針演説を行います。町長。

○町長（花田憲彦）　令和７年第１回阿武町議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

早いもので明日からもう３月ですが、２月は日本列島を強い寒波が襲い大変寒い日々が続きましたが、ここに来て寒波も和らぎ春めいてきたところでありますが、議員の皆様方におかれましては、公私ともに御多繁の中を本議会定例会に御出席を賜り、誠にありがとうございました。心から感謝を申し上げます。

さて、今年は穏やかな年明けとなりましたが、御案内のとおり、本町は昭和30年に奈古町、福賀村、宇田郷村が飛躍と発展を期して合併し、この１月１日で満70年、町制施行70周年の記念の年を迎えたところであります。

こうした中で、石破政権で初の通常国会が先月24日に開会し、同日の衆参両院の施政方針演説では、人口減少下でも持続可能な社会経済システムへの転換が求められるとの認識の下で、令和の日本列島改造として地方創生の取組を一層前に進めるとの考えが強調されたところでもあります。また、その中で、楽しい日本を目指すとの発言もあり、全ての人が安心と安全を感じる自分の夢に挑戦し、今日より明日はよくなると実感でき、多様な価値観を持つ一人一人が互いに尊重し合い、自己実現を図っていける活力ある国家を目

指すとの考えが述べられたところであります。こうした中で、令和７年度の国の予算案においては、一般会計の総額は、社会保障関係費や防衛費の増加により、前年度比2.6％増の115兆5,415億円と３年連続で110兆円を超え過去最大を更新し、歳出においては、社会保障関係費、防衛費に加えて、子供政策、デジタル、ＧＸ、防災・減災対策等への充実に向けた施策に重点配分されたところであります。また、地方財政対策における地方交付税の総額につきましては、1.6％増の18兆9,574億円とされたところであります。

こうした中、本日から開会されます本議会定例会におきましては、令和７年度の当初予算をはじめ、重要な諸案件について御審議をお願いすることとなりますので、まずは新年度における私の施政に係る所信の一端と、主要な施策の概要等について申し述べさせていただきます。

御案内のとおり、私が町長に就任したのが平成29年の５月でありますので、今年の４月で丸８年の節目を迎えるわけでありますが、昨年の12月の定例会におきまして、心新たに３期目にチャレンジする旨の意思表示をさせていただいたところであります。この間、イージス・アショアの問題をはじめ、町民の皆さんに多大な御迷惑をおかけした4,630万円の誤振込の事件、さらには新型コロナへの対応など、私はその時々に、真摯に、そして町民の立場に立って町民目線で精いっぱいに取り組み、その都度、誠意を持って対応してまいりました。また、８年前の１期目あるいは４年前の２期目に町民の皆様にお約束した各種の事業、施策等につきましては、大方が完了あるいは着手済みとなっているところであり、また、こうした施策の成果とともに、これからの時代を見据えて、時代の変化に対応した新たな施策等にも多々取り組んでいるところでもあります。

こうした中で、これまでの成果の一例として、阿武町の人口は毎年減少し続けており、残念ながら3,000人を切ったところでありますが、減少率は近年鈍化傾向にありまして、例えば、令和５年度における死亡者数が67人に対しまして出生者は17人、いわゆる自然増減につきましてはマイナス50人でありましたが、その一方で、いわゆる社会増減は転出が82人に対して転入が88人ということで、わずかではありますがプラス６人となり、このことは近年の５か年においても、このうち４年間が転入超過の状況でありまして、このことは県内でもほかに例はないというふうに思っているところでもあります。また、出生者数につきましては、平成27年度の16人以降、平成28年度からは

６年連続で１桁となっておりましたが、令和４年度には７年ぶりに２桁の12人、そして令和５年度が17人とＶ字回復の状況となっておりまして、本年度におきましても、現時点での３月末での予想につきましては、10人以上の２桁の出生が見込まれているところであります。そして、このことは、本町がこれまで他市町に先駆けて実施してきたゼロ歳から高校生までの医療費の無償化をはじめ、ゼロ歳児を含めての保育料の無償化、さらに保育園、小中学校の給食の無償化のいわゆる子育て支援３点セットの取組や、各種の子育て支援、定住対策、高齢者福祉対策等々の本町の取り組んできた独自の施策が実を結んできたのではないかと考えているところであります。

こうした中、新たなかつ大きな課題として浮上してきたのが町民の医療体制の確保の問題でありますが、御案内のとおり、長年にわたり本町の医療を担っていただいた町内唯一の開業医の齋藤医院が諸般の事情から昨年の12月末をもって閉院され、これに対応するため、今の齋藤医院の場所周辺に新たに町営の診療所を核とした複合施設の建設を計画していることは議員各位も御案内のとおりであります。こうした中、現時点では、新たな複合施設の整備が完了するまでの期間の対応として、旧齋藤医院の建物を活用して、福賀診療所の巡回診療所としてなご診療所を設置し、当面３月までは、月曜日と金曜日を終日齋藤先生に、そして水曜日が山口大学の先生による半日診療という形で週2.5日の診療を続けることとしておりまして、４月以降につきましては、今、コンサル契約を結んでいる山口大学医学部の先生や、県の地域医療を担当する先生方との協議のほか、阿武町地域医療検討会の中でも検討を進めているところであります。また、複合施設の整備を極力前倒しをすると、そのために提案型の設計・施工一括発注公募型プロポーザル方式を採用することとしているところでもあります。

なお、この新たな診療所と複合施設につきましては、保健、医療、介護、福祉分野の各組織が迅速に連携強化されるよう、建物内に社会福祉協議会と町の健康福祉課を入居させるとともに、こども家庭センターや総合相談窓口なども配置するほか、来院者がくつろげるサロンなども設けて、阿武の保健室といったイメージとなるようなワンストップサービス拠点を目指すほかに、最新技術を活用したオンライン診療所の導入や薬の宅配といった仕組みも併せて構築したいと思っています。また、オンライン診療や電子カルテといった医療ＤＸにつきましては、これからの時代に乗り遅れることがないように、

昨年度から進めている阿武町ＤＸ推進支援事業の中で方針を定め、今年度においては阿武町ＤＸ推進計画を策定し、新年度以降においては町の補助事業等を活用しながら、引き続き伴走型の支援を行うこととしているところでもあります。

なお、このＤＸにつきましては、これからのデジタル時代に対応した行政サービスをどう推進していくかということに重点を置いて、行政ＤＸをはじめ、防災、医療、介護、子育て、交通、農林水産、観光、教育の８つの領域のＤＸについて、職員がグループに分かれてそれぞれ検討してきたところでありますが、今年度においては、その中の重点領域として、行政ＤＸにおいては窓口改革や内部事務、防災ＤＸにおいては老朽化する防災行政無線に代わるデジタル機器の検討、医療・介護ＤＸにおいては遠隔医療、高齢者や要介護者の見守り対応等について、それぞれ他市町の調査や運用の検討、導入計画案の策定等を行ってきたところであります。そして、こうしたことを踏まえて、新年度においては行政ＤＸにおける書かない窓口を予算化するとともに、他の領域や重点項目の実現に向けた伴走型支援を引き続き行うことで、デジタル社会の到来を前提とした阿武町らしい体制の整備や、住民サービス向上のためのデジタル技術を活用した施策の展開を図っていくこととしているところであります。

以上、これまで実施してきた主な事業や取組等をかいつまんで説明させていただきましたが、新年度においては、総合計画の後期基本計画の初年度となり、これまで実施してきた各プロジェクトをさらに発展させながら、横断的な指標である「新たな就業」「関係人口」「活動人口」の達成に向けた第３次阿武町版総合戦略を推進していくとともに、第９次阿武町行政改革大綱に基づく事務事業の集中化、簡素化、省略化、廃止なども積極的に取り組んでまいります。

こうした中で、令和７年度の当初予算でありますが、継続事業のほかに新規事業23件、拡充事業が４件を計上しておりまして、新たな医療・介護・福祉・子育て支援体制の基盤を作る予算と位置づけて、地域医療等複合施設の整備をはじめ、子供たちの学力向上を目的に公設塾の設置の準備や、山口大学と連携した学習セミナーの開設、また、新たなまちづくりのためのシティプロモーションの検討、新しい分譲宅地や公営住宅の整備のほか、町民の家計を支援する商品券の交付やデジタル化の推進など、町の課題に対応し、将

来に向けた基盤をしっかりとつくっていくことに意を用いて予算を編成したところであります。そして、その結果、一般会計においては対前年度比12億200万円、率にしまして36.3％増の45億1,000万円と過去最大の予算を計上したほか、一般会計と特別会計及び企業会計を合わせた予算規模は64億2,447万6,000円で、対前年度比14億8,723万円、率にして30.1％増としたところであります。

それではここで、先ほど申し上げてきた基本的な考え方の中で、令和７年度において取り組むこととしている主要事業について、先ほどと若干重複する部分もありますが、改めて新規事業等を中心に、総合計画の７つの施策方針に沿って、その概要を申し上げます。

初めに、「誇りと活力ある仕事づくり」でありますが、農業面においては、第一次産業の担い手確保のため、担い手が優先的に入居できる公営住宅を福賀地区に２戸建設するための敷地造成を行います。また、果樹農業の振興を図るキウイフルーツモデル園地につきましては、果樹棚1.2ヘクタールを新設するほか、県営の奈古地区の圃場整備については、野柳、下郷を中心に鋭意進めてまいります。また、農業・漁業への就業初期段階の生活基盤の確立のための補助をはじめ、家賃補助やＵＩＪターン、家族就業支援など、担い手確保のためのきめ細やかな支援を引き続き行ってまいります。また、無角和牛のブランド化につきましては、新しい地方経済・生活環境創生交付金、第２世代の交付金でありますが、これによるシティブランディングとして取り組むとともに、ブランド化に携わる地域プロジェクトマネジャーや飼養管理を中心とする集落支援員の活動を支援してまいります。また、物価高騰の影響を受ける町民の家計支援として、全町民に対して１人5,000円の商品券、または5,500円のデジタル商品券の交付を行います。そのほか、1/4ｗｏｒｋｓ援農コーディネーターと観光振興事業に携わる地域おこし協力隊の配置をはじめ、町内企業の求人事業や、起業時における初期投資等の負担の軽減や円滑な事業継承を支援するほか、新たに企業と学校が連携して取り組む事業への支援、また、町内事業者のキャッシュレス決済の導入やインターネットショッピングサイト構築等のデジタル化に係る取組等についても支援をしてまいります。また、道の駅の温泉への薪ボイラー施設の整備のほかに、有償ボランティアや地方創生の商品券に活用するあぶＰＡＹの運用など、デジタル通貨事業にも積極的に取り組んでまいります。

次に、２つ目の「個が尊重される生活づくり」につきましては、各種健康事業をはじめ、ボランティアや行事への参加を促進する意味も含めて、参加者等に対して町内で使用することができる商品券、また、あぶＰＡＹのポイントを付与する事業を実施いたします。また、新たな診療所ができるまでの間のなご診療所の人件費、維持管理費、医業費、運営経費を計上するほか、新診療所等複合施設の令和８年秋の運用開始を目指して、用地購入や本体工事の建設を鋭意進めてまいります。また、妊産婦や乳幼児向け健康サービスの強化を図るため、母子健康手帳アプリ「母子モ」を活用した妊産婦予防注射、乳幼児健診のデジタル化を段階的に進めてまいります。そのほか、介護職員等研修受講料助成事業においては、介護支援専門員実務研修の受講試験に係る経費と、研修経費も新たに助成対象にするほか、任意予防接種助成事業では新規に妊婦へのＲＳワクチンと、小学校６年生～高校１年生の男子へのＨＰＶワクチンを追加し、代金の半額を助成してまいります。また、昨年12月に実施したみどり保育園での保護者の方々とのカジュアルトークで出た意見を参考に、乳幼児おむつ配布等見守り事業の対象期間を、これまでの１歳までから１歳６か月までに延長し、また管理栄養士による妊娠期からの相談と支援を新たに実施するなど、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目なく包括的な子育て支援の拡充を図ってまいります。そのほか、福祉交通券、町外タクシー券の交付をはじめ、高校生までの医療費の無料化、高齢者に対するインフルエンザ予防接種の助成、帯状疱疹ワクチンや不妊治療に係る助成を引き続き実施するとともに、高血圧予防や生活習慣病予防に対する取組を強化し、高血圧ゼロの町を目指してまいります。

次に、３つ目の「人が集まるまちづくり」についてでありますが、山口デスティネーションキャンペーンプレ事業として、観光商品の開発やブラッシュアップ、阿武町モニターツアーの実施についても取り組んでまいります。また、町内各地区に日本で最も美しい村連合の加盟看板を設置するほか、東京で開催される日本で最も美しい村連合20周年記念式典と、美しい村まつりへの福賀神楽保存会の出演やマルシェ出店を実施いたします。また、町制施行70周年記念事業として、式典では選奨者の表彰をはじめ、ロゴデザイン及びフォトコンテストの表彰、日本で最も美しい村連合のトークセッションを行うほか、阿武町探訪ツアーや小中学生によるタイムカプセルのイベント等も予定しているところであります。そして、建設から多くの年数を経過して

外壁や底の傷んでおる温水プールにつきましては、これにつきまして毎年730万円の実質赤字補填をしておるわけでありますが、これにつきましては、プールの機能を廃止し、屋根つきの屋外多目的運動施設に改修することとし、令和７年度においては設計経費を計上いたします。なお、美咲第５分譲宅地の整備も鋭意進めてまいります。

次に、４つ目の「町の力となるひとづくり」につきましては、有償ボランティア等が家事や子育て等に対する不安や負担を抱えている家族や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問して、不安や悩みを傾聴するとともに、家事や子育て等の支援を実施いたします。また、児童を養育している家庭の保護者が疾病等の理由により一時的に児童を養護することが困難となった場合に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うショートステイ事業も実施いたします。また、町内の子供の学力向上を図るため、民間教育機関等と連携して、令和８年度からの町営学習塾の開設に向けた調査研究を実施するほか、小中学生の学力の向上を目的として、山口大学教育学部の学生による長期休業期間中の学び直しや補習学習の指導を実施いたします。また、専門的な指導により、水泳授業の質の向上と安全管理等に配慮するために、小中学生の水泳授業を民間に委託するほか、中学校の部活動の地域移行を円滑に推進するために、指導者の養成や地域クラブの活動を支援してまいります。このほか、子育て支援として、保育料の完全無償化をはじめ、みどり保育園での異文化交流を図る外国青年の招致や専門の保育士による発達支援、ファミリーサポートセンターの利用料の半額助成や小中学生の給食費の無償化、体験や交流プログラムにより主体的なリーダーの養成を図ることも未来プロジェクトなどのほか、文化ホールでの質の高いコンサートの開催やジャズコンサートへの支援、ＡＢＵスポーツフェスタの開催、主体的な町民活動に対する補助金支援なども引き続き実施してまいります。

次に、５つ目の「未来につながる環境づくり」につきましては、地域特性に応じた収集効率の向上と、町内から排出される廃棄物の適正化を図るために、集積場の統廃合や附番、そしてマッピング、看板の設置、収集カレンダーと分別案内冊子の統一化等を実施するとともに、塵芥収集車両の４トンダンプを更新することとしております。また、去る12月の議会で御提案のあった漁港に引揚げされた海上漂流物の回収でありますが、フレコンを設置し、指定委託業者による定期的な回収を実施いたします。また、大里から釜屋に

続く町道汐入野地線の用地購入費等をはじめ、奈古地区の圃場整備に合わせて、町道柳尾下郷線や町道釜屋片線及び片線の道路改良工事のほかに、美咲第５分譲宅地の整備等に合わせて、町道汐入野地線の測量設計業務などにも取り組みます。そのほか、町民の草刈り労力軽減事業をはじめ、土地区及び宇生賀地区における災害予防小規模治山事業及び道路やトンネル、橋梁の維持管理を図るための点検や調査設計、補修・改修工事、そして町道亀山十王堂線の改良工事、基幹町道側溝の改修、さらに海岸高潮対策事業による今浦護岸高潮対策工事、そして漁港施設の長寿命化を図る沢松護岸機能保全工事などもそれぞれ実施してまいります。

次に、６つ目の「安全安心な暮らしづくり」につきましては、新年度から防災行政無線の使用料を無料といたします。また、配備から30年が経過している宇田郷分団の小型動力ポンプ付積載車を更新するほか、令和７年度から山口市、防府市、萩市の消防本部による消防通信指令業務の共同運用に係る経費の負担をはじめ、住宅の耐震診断、耐震改修などに要する経費や、倒壊危険家屋等の不良住宅の除去に要する経費の一部補助などについても引き続き実施してまいります。

最後に７つ目の「時代に応じた財政運営」につきましては、阿武町ＤＸ推進計画に基づき、書かない窓口に係る関係機器の導入や、デジタル技術やＡＩ等を活用し業務の効率化や行政サービスのさらなる向上につなげていくための伴走型のＣＩＯ補佐型支援業務の委託のほかに、職員のＤＸに係る先進地視察等も実施することとしています。

なお、財政運営につきましては、まず、財政の健全性を示す最も基本的な指標で、義務的経費を標準財政規模で除した数値の経常収支比率においては、これは低ければ低いほど、いろんな施策に回せるお金が多くて弾力性が高いということになりますけども、決算後の令和５年度の数値においては、山口県内の19市町の平均が94.9％に対しまして、阿武町の経常収支比率は78.9％と県内で飛び抜けて低く、長期にわたって県内最低水準を維持しているところであります。

また、町の貯金とも言える基金の残高でありますが、私が町長に就任する前の平成28年度末の基金残高は20億2,000万円でありましたが、令和６年度末の決算見込額では31億4,000万円で、この８年間で11億2,000万円積み増すことができました。一方、町の借金とも言える町債の残高でありますが、同様

に、平成28年度末の町債残高はちょうど20億でありましたが、令和６年度末の決算見込額は23億6,000万円で、３億6,000万円ほど増える見込みでありますが、基金残高が11億2,000万円増えて、町債残高が３億6,000万円増えましたので、差し引き実質的な貯金がこの８年間で７億6,000万円ほど増えたということになりまして、今後の大規模な災害や将来に向けた相当規模の建設的投資やインフラ改修あるいは各種の阿武町らしい特徴のある施策にも十分対応可能な財政基盤が構築できていると思っているところであります。

なお、起債につきましては、私は基本的に過疎対策事業債、いわゆる過疎債、または緊急防災・減災事業債、いわゆる緊防債を活用することとしておりまして、利子を含めて毎年度の償還額の７割が地方交付税として措置されますので、私の基本的な考えとして、基金を取り崩すようなら、過疎債や緊防債を活用することで有利な財政運営ができると思っておりまして、これまでもそうしてまいりましたが、これからもこうした運用をしていきたいと思っているところであります。

以上、令和７年度に取り組むこととしております新規事業や重要施策あるいは財政について、その概要を申し上げましたが、新年度においては、第７次阿武町総合計画後期計画及び第３次阿武町版総合戦略を基本に、第一次産業の活性化をはじめ、定住促進、観光開発、地域経済の循環型社会の構築を積極的に推進するとともに、新たな健康、地域医療、介護、子育て支援、相談体制の確立等に重点を置いて、限られた財源の中で住民の満足度と幸福度を高め、未来につながるような予算となるよう意を用いて編成したところであります。私はこれからも、打てば響く、町民の一人一人に寄り添うまちづくりを全力で推進するともに、もっともっとチャレンジ、もっともっとチェンジの精神をもって、町民の皆さんがより住みやすく、より豊かに、より安全に暮らせるまちづくりが実現できるよう最善を尽くすとともに、今後とも町民の皆様に阿武町に生まれてよかった、阿武町に住んでよかったと思っていただけるような各種施策を鋭意展開してまいる所存でありますので、議員各位におかれましても御理解、御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、本定例会に御提案申し上げ、御審議をお願いいたします議案につきまして、その概要を申し上げます。

まず、議案第１号、専決処分を報告し承認を求めることについて（令和６

年度阿武町一般会計補正予算（第６回)）につきましては、令和６年12月13日を基準日とした非課税世帯分、こども加算分に係る阿武町物価高騰対策重点支援金の実施に当たり、一般会計補正予算の専決処分を行いましたので、これを報告し承認を求めるものであります。

次に、議案第２号、第７次阿武町総合計画後期基本計画の策定についてにつきましては、阿武町住みよいふるさとづくり計画審議会での御審議を経て、また議員各位からの御意見もいただき、このたび第７次阿武町総合計画後期基本計画を策定いたしましたので、議会の議決すべき事件として御議決をお願いをするものであります。

次に、議案第３号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、令和４年６月17日の刑法等の一部改正に伴う阿武町議会個人情報の保護に関する条例の外、関係する４条例の一部改正であります。

次に、議案第４号、阿武町議会議員及び阿武町長の選挙における選挙活動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第５号、阿武町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律、及び公職選挙法の一部を改正する法律の改正に伴い、選挙用自動車の使用料や投票管理者の費用弁償等に係る単価改正などであります。

次に、議案第６号、阿武町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴う制度の見直しに係る引用条例の一部改正であります。

次に、議案第７号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告に伴う給料表等の改正であります。

次に、議案第８号、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましては、いわゆるマイナンバー法の改正に伴う所要の改正であります。

次に、議案第９号、阿武町農村情報連絡（防災行政無線）施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、新年度から戸別受信機の使用料を無料とするほかの改正であります。

次に、議案第10号、阿武町定住促進条例の一部を改正する条例につきましては、住宅取得補助金が本年３月末をもって失効するために、期限を５か年間延長するものであります。

次に、議案第11号、指定管理者の指定についてにつきましては、現在、指定管理している清ヶ浜清光苑、いらお苑及び地域活動支援センターのほか、道の駅阿武町及びＡＢＵキャンプフィールドの５施設の指定管理期間が本年３月末をもって完了することから、新たに指定管理者を指定するために地方自治法の規定により議会の御議決を求めるものであります。

次に、議案第12号、阿武町と萩市との間における事務の委託に関する規約の変更についてにつきましては、萩市との事務委託契約を締結している斎場業務、それと消防救急業務の委託期間が本年３月末をもって終了することから、引き続き委託期間を５年間延長するための規約の変更であります。

次に、議案第13号、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてにつきましては、他団体の加入脱退等に伴う規約の変更であります。

次に、議案第14号、阿武町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてにつきましては、任期満了に伴う新たな農業委員の選任について、議会の同意を求めるものであります。

次に、諮問第１号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてにつきましては、町長が推薦し法務大臣が委嘱する委員３人のうち、２人の委員が本年６月30日に任期満了になることから、委員の再任及び新委員の推薦に当たり、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第15号、令和６年度阿武町一般会計補正予算（第７回）及び議案第16号、令和６年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第５回）から、議案第21号、令和６年度阿武町集落排水事業会計補正予算（第２回）までの一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の各補正予算でありますが、詳細につきましては、その都度、関係参与から説明いたさせますので、ここでの説明は省略させていただきます。

次に、議案第22号、令和７年度阿武町一般会計予算につきましては、予算総額は45億1,000万円で対前年度比がプラスの36.3％、額にして12億200万円の増額であります。なお、当初予算の基本的な考え方につきましては、先ほどの施政方針の中でその重要な部分につきましては触れさせていただきまし

たので、ここでの説明は省略させていただきます。

次に、議案第23号から議案第26号までの令和７年度の国民健康保険事業の事業勘定及び直診勘定、そして後期高齢者医療事業並びに介護保険事業の４つの特別会計の当初予算の総額は15億7,517万7,000円となるところであります。

次に、議案第27号、令和７年度阿武町簡易水道事業会計予算及び議案第28号、令和７年度阿武町集落排水事業会計予算の２つの公営企業会計のそれぞれの収益的支出と資本的支出を合計した予定額の総額については３億3,929万9,000円となるところであります。

次に、全員協議会でありますが、全協報告第１号、契約の締結についてにつきましては、町の執行に係る契約の締結について、その概要を報告するものであります。

次に、全協報告第２号、（有）ドリームファーム阿武の経営状況の報告についてにつきましては、地方自治法の規定に基づき、その経営状況について御報告するものであります。

次に、全協報告第３号、寄付の採納についてにつきましては、診療所等複合施設の建設に当たり、齋藤医院の齋藤先生から、診療所部分に係る土地と建物の寄附を受けたことにつきまして御報告をするものであります。

以上、新年度における私の所信並びに本日御提案申し上げ御審議をいただきます議案等につきまして、その概要を御説明申し上げましたが、御提案いたしました議案等のなお詳細につきましては、その都度、担当参与から御説明いたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（末若憲二）　訂正ありますか。いいですか。町長。

○町長（花田憲彦）　ちょっと先ほど数字を読み間違えたというふうに思います。プールの毎年の赤字補填、930万円なんですけども、730万円と申し上げたということであります。毎年930万円ほど赤字補填をしているということでございますので、御訂正をお願いいたします。

○議長（末若憲二）　以上で、町長の施政方針演説を終わります。ここで、会議を閉じて10分間休憩いたします。

休憩　１０時０１分～１０時１１分

○議長（末若憲二）　休憩を閉じて、休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第４　議案第１号から日程第16、議案第13号を一括議題

○議長（末若憲二）　日程第４、議案第１号から、日程第16、議案第13号を一括議題とします。まず議案第１号、専決処分を報告し承認を求めることについて（令和６年度阿武町一般会計補正予算（第６回））について説明を求めます。副町長。

○副町長（中野貴夫）　それでは、議案書の４ページをお願いいたします。議案第１号、専決処分を報告し承認を求めることについて（令和６年度阿武町一般会計補正予算（第６回））について御説明をいたします。

本案件は、令和６年12月13日を基準日とした非課税世帯分、子供加算分に係る阿武町物価高騰対応重点支援金の実施に係る一般会計補正予算について、５ページの専決処分のとおり専決処分を行いましたので、これを報告し承認を求めるものであります。この専決処分により令和６年度一般会計補正予算（第６回）は2,738万8,000円を追加し、総額は35億9,096万1,000円となります。なお、歳入歳出予算の款項の区分とその金額及び歳出の内容につきましては、別冊補正予算書のとおりであります。以上で説明を終わります。

○議長（末若憲二）　それでは、続いて説明をお願いします。健康福祉課長。

○健康福祉課長（矢次信夫）　それでは、別冊補正予算書の10・11ページをお願いします。

歳出から御説明します。３款・民生費、１項・社会福祉費、４目・物価高騰地方創生臨時交付金低所得者等給付金事業費は2,070万円の増額です。これは、新たに令和６年12月13日を基準として令和６年度住民税非課税世帯に１世帯当たり３万円を、さらに、そのうちの子育て世帯に対し18歳以下の児童１人当たり２万円を給付するものです。対象となる非課税世帯を650世帯、子供加算は60人分を見込んでおります。５目・物価高騰地方創生臨時交付金低所得者等給付金事務費は668万8,000円の増額です。これは、給付金の給付に係る事務費で、郵便料や対象者抽出のためのシステム改修費等の計上です。続いて、歳入について御説明いたします。８・９ページをお願いします。14

款・国庫支出金、２項・国庫補助金、２目・民生費国庫補助金は2,240万円の増額です。これは、３節で給付金の全額を、４節で事務費の一部を補助金として受け入れるものです。19款・１項・１目繰越金は498万8,000円の増額です。これは給付金の事務費のうち、一般財源分として増額するものです。以上で説明を終わります。

○議長（末若憲二）　次に、議案第２号、第７次阿武町総合計画後期基本計画の策定について説明を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（高橋仁志）　議案書の６ページをお願いします。議案第２号、第７次阿武町総合計画後期機基本計画の策定について御説明します。

本案件につきましては、阿武町住よいふるさとづくり計画審議会で御審議をいただき、議員各位からも御意見をいただき策定する第７次阿武町総合計画後期計画を、地方自治法第96条第２項の規定により、議会の議決すべき事件の条例の規定により御議決をいただくものです。なお、当計画につきましては現在最後の調整中でありますが、行財政改革等特別委員会前の週末３月７日までにはデータで送信をさせていただきますので、よろしくお願いします。以上で説明を終わります。

○議長（末若憲二）　次に、議案第３号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について説明を求めます。副町長。

○副町長（中野貴夫）　それでは議案書の７ページをお願いいたします。議案第３号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について御説明をいたします。

本案件につきましては、令和４年６月17日に刑法等の一部を改正する法律が公布され、懲役及び禁錮の廃止、拘禁刑の創設に伴う関係条例の整理に係るもので、本町の条例に関連する５つの条例の一部改正をそれぞれ行うものであります。まず、７ページの第１条から第３条に関連する阿武町議会の個人情報の保護に関する条例、阿武町個人情報の保護に関する法律施行条例及び阿武町情報公開個人情報保護審査会条例につきましては、９ページから11ページの新旧対照表にあるとおり、条文の「懲役」を「拘禁刑」に改め、第４条の阿武町一般職の職員の給与に関する条例及び第５条の阿武町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例につきましては、12ページから14ページの新旧対照表のとおり、「禁錮」を「拘禁刑」にそれぞれ改正するものであります。また、８ページの第６条については、罰則の適用等に関する経

過措置で、この条例の施行前にした行為の処罰については従前の例によるほか、この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定により従前の例及び廃止前の条例の規定による罰則を適用する場合においては、懲役または禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じ有期拘禁刑とするものであります。次に、第７条につきましては、人の資格に関する経過措置で、他の条例の規定により従前の例及び廃止前の条例の規定による罰則を適用する場合の人の資格に関する適用につきましては、無期拘禁刑に処せられた者は、無期禁錮に処せられた者と有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられたと見出すものであります。次に、第８条につきましては、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置で、法律の施行及び条例の施行前に犯した死刑を除く禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴された職員については、拘禁刑が定められている罪につき起訴されたものとみなして、条例第16条の３第１項第１号及び第３項第３号の規定により、期末手当の差し止め等を規定するものであります。なお、各条例の施行日は刑法等の一部改正法が施行される本年６月１日からとなります。以上で説明を終わります。

○議長（末若憲二）　次に、議案第４号、阿武町議会議員及び阿武町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。副町長。

○副町長（中野貴夫）　それでは、議案書の15ページをお願いいたします。議案第４号、阿武町議会議員及び阿武町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本案件は国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律において、３年に一度、基本的には参議院議員通常選挙の年の４月に見直しが行われ、このたび政府原案の改正内容が決定され、本年４月に公布される見込みであることから、本庁に関連する自動車の使用やビラ及びポスターの作成に係る単価等が改正されるものです。それでは、新旧対照表により御説明いたしますので、16ページをお願いいたします。まず、第１条から第４条における選挙運動用自動車の借入れにつきましては「１万5,800円」を「１万6,100円」に、燃料代につきましては１日当たりの金額を「7,560円」から「7,700円」にそれぞれ改正するものです。次に、17ページの第５条から第７条に係るビラ１枚当たりの作成単価を「７円51銭」

から「８円38銭」に、第９条から第10条に係るポスターの１枚当たりの作成単価を、18ページのとおり「525円６銭」から「586円88銭」に、ポスターの作成に係るいわゆるデザイン料につきましては「16万7,000円」から「17万円」にそれぞれ改正するもので、施行日は本年４月１日からとなります。以上で説明を終わります。

○議長（末若憲二）　次に、議案第５号、阿武町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について説明を求めます。副町長。

○副町長（中野貴夫）　それでは、議案書の19ページにお願いいたします。議案第５号、阿武町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本案件も国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律において、３年に一度、基本的には参議院議員通常選挙の年の４月に見直しが行われ、このたび政府原案の改正内容が決定され、本年４月に公布される見込みであることから、本町に関連する選挙庁等の費用弁償に係る単価を職の区分に応じてそれぞれ改正するものであります。それでは、新旧対照表により御説明いたしますので、22ページをお願いいたします。まず、選挙庁に係る日額の単価を「１万800円」から「１万2,200円」に、投票管理者の単価を「１万2,800円」から「１万4,500円」に、開票管理者の単価を「１万800円」から「１万2,200円」に、投票立会人の単価を「１万900円」から「１万2,400円」に、開票立会人及び選挙立会人を「8,900円」から「１万100円」にそれぞれ改正するもので、施行日は本年４月１日からとなります。以上で説明を終わります。

○議長（末若憲二）　次に、議案第６号、阿武町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。副町長。

○副町長（中野貴夫）　それでは24ページをお願いいたします。議案第６号、阿武町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本案件は、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律により、この年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援対策の推進強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の制度の見直しが行われたこ

とに伴い、引用のある条例の一部を改正するものであります。それでは、新旧対照表により御説明をいたします。26ページでお願いいたします。育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に係る第８条の３につきましては、深夜の時間外勤務等の制限を３歳に満たない子から小学生就学の始期に達するまでの子に改正し、介護休暇に係る第16条においては、新規に配偶者等を追加するほか、27ページの配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員の意向確認等に係る第21条の２の第１項においては、職員の意向を確認するための面談、その他の措置による意向確認、第２項においては40歳に達した年度における周知の徹底のほか、第21条の３において介護両立新制度等に係る研修の実施、相談体制の整備、勤務環境の整備に関する措置を新たに追加するものであります。なお、25ページの附則において、経過措置として条例の施行日以降に改正後の規定による請求を行うとする職員にあっては、施行日前においても規則の定めるところにより当該請求を行うことができるとされたところであり、施行日は本年４月１日からとなります。以上で説明を終わります。

○議長（末若憲二）　次に、議案第７号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。副町長。

○副町長（中野貴夫）　それでは28ページをお願いいたします。議案第７号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本案件は、人事院勧告による給与制度のアップデート部分の改正を行うもので、時代の要請に即した給与制度に転換するため、３級以上に係る給料表の改正をはじめ、職責を重視した俸給体系となるよう昇格時の俸給上昇幅を見直す切替表の改正、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当の引上げによる扶養手当の見直しのほか、管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の改正及び災害発生時に職員が災害対策本部の指示により行う応急作業、もしくは災害状況の調査等に従事した場合の災害応急作業等手当を新たに規定するものです。それでは新旧対照表により御説明しますので44ページをお願いいたします。まず、扶養手当に係る第８条においては、配偶者手当を廃止し、扶養親族たる子については手当を引上げて１人につき１万3,000円とし、扶養手当の届出に係る第８条の２においては、第８条の改正に伴う条のずれの改正であります。なお、附則において配偶者に係る扶養手当の引上げについて

は、令和８年３月末までの経過措置により段階的に行うこととされております。次に、45ページの管理職員特別勤務手当に係る第15条の２においては、管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の改正、及び週休日の取扱いに係る文言の変更のほか、46ページでは割増率適用の変更のほか、災害対策本部の指示により行う応急作業もしくは災害状況の調査等に従事したものは、１日につき710円を支払う旨の条文の追加によるものであります。そのほか29ページから35ページは、国基準による行政職給料表及び医師給料表の改正で、36ページから43ページにおいては職責を重視した俸給体系となるよう昇格時の俸給上昇幅が見直された切替表の改正によるものであります。なお、施行日はいずれも本年４月１日からとなります。以上で説明を終わります。

○議長（末若憲二）　次に、議案第８号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。副町長。

○副町長（中野貴夫）　それでは、議案書の48ページをお願いいたします。議案第８号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本案件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が改正されたことに伴い、条例で引用する法令の条項の番号ずれによる改正で、49ページの新旧対照表のとおり、第２条中の「第８項」を「第９項」に、「第９項」を「第10項」に、「第10項」を「第11項」、「第12項」を「第13項」、「第14項」を「第15項」にそれぞれ改正するもので、施行日は本年４月１日からとなります。以上です。

○議長（末若憲二）　次に、議案第９号、阿武町農村情報連絡（防災行政無線）施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。副町長。

○議長（末若憲二）　それでは、議案書の50ページをお願いいたします。議案第９号、阿武町農村情報連絡（防災行政無線）施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本案件は、平成31年から令和４年にかけて尾無、土、筒尾、宇久集落内に、それぞれ整備した屋外拡声受信設備４基が搭載漏れであったため、50ページ

の第２条の表中の屋外拡声受信設備８基を４基追加して12基に変更するほか、安全で安心なまちづくりの推進と住民サービスの向上を図るため、戸別受信器の使用料を無料とするもので、53ページの新旧対照表のとおり設備使用料に係る第６条から第８条の条文を削除し、「第９条」を「６条」に、「第10条」を「第７条」に、「第11条」を「第８条」にそれぞれ改正し、施行日を本年４月１日からとするものです。以上で説明を終わります。

○議長（末若憲二）　次に、議案第10号、阿武町定住促進条例の一部を改正する条例について説明を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（高橋仁志）　議案書の55ページをお願いします。議案第10号、阿武町定住促進条例の一部を改正する条例について御説明します。

本案件につきましては、阿武町定住促進条例の第３条第６項の住宅取得補助金の交付に関係する附則第２項の執行時期について改正をお願いするもので、現条例では執行期限が令和７年３月31日限りとなっているものを、第３次阿武町版総合戦略の実施期間に合わせ、さらに５年間延長し令和12年３月31日までとするものです。以上で説明を終わります。

○議長（末若憲二）　次に、議案第11号、指定管理者の指定について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（矢次信夫）　議案書57ページをお願いします。議案第11号、指定管理者の指定について御説明します。

これは、地方自治法第244条の２第６項の規定により議会の議決を求めるものです。本年３月31日をもって指定管理期間が切れる５件の施設について、新たに指定管理者の指定を行うもので、指定管理者の候補者の選定につきましては、阿武町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例により申請を受け付け、条例に定める基準により審査をしました。健康福祉課は前半の３件ですが、阿武町高齢者福祉施設清ヶ浜清光苑及び阿武町高齢者福祉複合施設いらお苑については、現管理者である社会福祉法人阿武福祉会、そして阿武町地域活動支援センターについては、これも現管理者である社会福祉法人阿武町社会福祉協議会をいずれも当該各施設の管理を適切に行うことができる団体ということで、指定管理者の再指定候補者としたもので、指定期間は本年４月１日から令和12年３月31日までの５年間となります。ここで、福祉施設の指定管理者について少し詳しく説明をさせていただきます。今回この３件とは別にもう１件、宇田郷地区にあります高齢者複合施設ひだ

まりの里の管理期間が切れます。これまで管理者を阿武福祉会としていましたが、ひだまりの里については介護職員の不足により昨年１月にデイサービスを休止され、そしてグループホームについても介護職員が定数を満たさないことから介護報酬が大きく減算され、このまま続けても赤字が大きくなる一方であるため、今後運営を続けていけないとの判断で、阿部福祉会においてこの２月末をもって休止を決定されており、管理者について再度の申請をされませんでした。施設自体は町のものであり、もともとが町の方針として各地区においてサービスを提供することを目的に施設整備を行ってきたものであり、今回も町外の事業者が管理を受けてくれないか話を持ちかけてもみましたが、どこも介護人材不足と赤字経営の現状から受けてもらえるとの話にはなりませんでした。こうしたことから、ひだまりの里については一旦管理省を置くことができないため、町としてもこの施設でのサービス提供ができませんが、今後、ひだまりの里でサービス提供を行っていきたいという事業者が出てきた際には管理者として指定し、サービス提供をしていきたいと思っております。健康福祉課からは以上です。

○議長（末若憲二）　続いて、まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（高橋仁志）　次に、道の駅阿武町及び阿武町まちの縁側拠点施設ＡＢＵキャンプフィールドの指定管理者の指定についてでありますが、現指定管理者であります株式会社あぶクリエイションにつきまして、阿武町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例による申請を受け、条例に定める基準により審査したものを指定管理者の再指定候補として選定したもので、指定期間は他と同じく本年４月１日から令和12年３月31日までとするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（末若憲二）　次に、議案第12号、阿武町と萩市との間における事務の委託に関する規約の変更について説明を求めます。副町長。

○副町長（中野貴夫）　それでは、議案書の58ページをお願いいたします。議案第12号、阿武町と萩市との間における事務の委託に関する規約の変更についてを御説明いたします。

本案件は、令和２年４月１日から萩市との事務委託契約を締結しているやすらぎ苑の斎場業務及び消防救急業務の委託機関が、本年３月末をもって終了することから、引き続き委託機関を５年間延長するための規約の変更に係るもので、規約の施行日は本年４月１日からとなります。以上で説明を終わ

ります。

○議長（末若憲二）　次に、議案第13号、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について説明を求めます。副町長。

○副町長（中野貴夫）　それでは、議案書の60ページをお願いいたします。議案第13号、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について御説明いたします。

本案件は、加入団体の解散に伴い、本年３月末で市町総合事務組合から田布施・平生水道企業団の脱退をはじめ、本年４月から山口県市町総合事務組合の非常勤職員公務災害保障事務を共同処理する団体に下関市を、公平委員会事務を共同処理する団体に柳井地域広域水道企業団を、交通災害共済事務を共同処理する団体に山口市を、それぞれ加えることに伴い構成団体の変更及び契約の変更について、地方自主法の規定により議会の議決を求めるものであります。なお、施行日は本年４月１日からとなります。以上で説明を終わります。

日程第17　議案第14号を上程

○議長（末若憲二）　次に、日程第17、議案第14号、阿武町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（野原　淳）　議案書65ページをお願いいたします。議案第14号、阿武町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて御説明いたします。

本案件は、今年４月29日をもって任期満了となります阿武町農業委員会の委員の任命について、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により議会の同意を求めるものでございます。阿武町農業委員会の新委員につきましては、昨年12月20日から今年１月31日までの期間において、応募及び推薦を受け付け、定数６人に対し６人の推薦があり、いずれの候補者とも欠格事項に該当しないことを確認の上、阿武町農業委員会候補者評価委員会を開催の結果、委員からも承認されたものでございます。委員の候補者について届出順に氏名、生年月日、住所を朗読いたします。田中守、昭和25年３月22日、

阿武町大字木与661番地３。末益一夫、昭和36年３月７日、阿武町大字奈古2934番地３。池田誠、昭和21年８月９日、阿武町大字宇生賀1342番地。伊藤佐登子、昭和19年９月24日、阿武町大字宇田902番地。藤井聖博、昭和25年10月13日、阿武町大字奈古1883番地１。和田憲嗣、昭和22年６月７日、阿武町大字宇生賀4525番地、以上６人で、新委員の任期は令和７年４月30日から令和10年４月29日までの３年間となります。以上で説明を終わります。

○議長（末若憲二）　議案第14号は人事案件でありますので、直ちに審議に入りたいと思います。まず、執行部の説明に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」という声あり。）

○議長（末若憲二）　質疑なしと認めます。続いて討論は省略し、これより採決に入ります。お諮りします。議案第14号、阿武町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、同意される方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（末若憲二）　お下しください。挙手全員です。よって、議案第14号、阿武町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第18　諮問第１号を上程

○議長（末若憲二）　次に、日程第18、諮問第１号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（矢次信夫）　議案書66ページをお願いします。諮問第１号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明します。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき市町村議会の意見を聞いた上で、市町村長の推薦したものを法務大臣が委嘱することになっています。現在、委嘱を受けている阿武町の委員は参考の（１）に掲載している３人の方々です。委員の任期は３年で、このうち小野喜男委員と安光明文委員が本年６月30日をもって任期満了となりますので、新たな委員の候補者の推薦について意見を求めるものです。候補者としては再任となりますが、安光明文氏と新たに林一恵氏を推薦したいと思います。任期は、本年７月１日から令和10年６月30日までの３年間となります。なお、お二人の履歴書を別に、こちらの

ファイルのほうにつけておりますので参考にしていただきたいと思います。また、参考の（２）には人権擁護委員法を抜粋しておりますので御参照ください。以上で説明を終わります。

○議長（末若憲二）　諮問第１号も人事案件でありますので、直ちに審議に入りたいと思います。まず、執行部の説明に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」という声あり。）

○議長（末若憲二）　質疑なしと認めます。続いて討論を省略し、これより採決に入ります。お諮りします。諮問第１号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、同意される方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（末若憲二）　お下しください。挙手全員です。よって、諮問第１号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

日程第19　発議第１号を上程

○議長（末若憲二）　次に、日程第19、発議第１号、阿武町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。白松議員、御登壇ください。

○３番　白松靖之　発議第１号、阿武町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。議案書67ページをお願いいたします。

本案件につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等にかかわる関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことにより、引用法令の条ずれ等に伴う修正、字句の修正、削除及び追加など、所要の整備を行うものです。詳細は本ページの下部及び68ページから73ページまでの新旧対照表のとおりとなります。なお、施行日は本年４月１日です。以上で説明を終わります。

日程第20　議案第15号から日程第33、議案第28号を一括議題

○議長（末若憲二）　次に、日程第20、議案第15号から日程第33、議案第28号を一括議題とします。まず、議案第15号、令和６年度阿武町一般会計補正予算（第７回）について説明を求めます。副町長。

○副町長（中野貴夫）　それでは、議案書の74ページをお願いいたします。議案第15号、令和６年度阿武町一般会計補正予算（第７回）について御説明をいたします。

今回の補正額は１億4,618万2,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額は34億4,477万9,000円とするものです。なお、歳入歳出予算補正、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正につきましては、別冊補正予算書の第１表から第４表のとおりであります。以上で説明を終わります。

○議長（末若憲二）　続いて、説明をお願いします。説明は33ページ、歳出からお願いします。それでは、１款・議会費から、議会事務局長。

○議会事務局長（三浦　貴）　それでは、補正予算書33ページをお願いいたします。１款・１項・１目議会費につきましては32万円の減額です。これについては、職員手当と旅費等の精算によるものとなります。以上です。

○議長（末若憲二）　続いて、副町長。

○副町長（中野貴夫）　続きまして、２款・総務費、１項・総務管理費、１目・一般管理費は230万円の減額です。まず、１節・報酬及び４節・共済費は総務課の会計年度任用職員の１名減及び精算によるものです。７節・報償費をはじめ、８節・旅費や10節・需用費の消耗品費や11節・役務費の手数料は自衛隊音楽隊コンサートの実績による減額です。その他、８節・旅費から18節・負担金補助及び交付金につきましては、職員の研修経費をはじめ、職員採用試験の手数料や全国市町村研修財団研修負担金の実績による減額であります。同じく、５目・積立基金は339万7,000円の増額です。24節・積立金の内訳は、ふるさと納税に係るふるさと寄附分の見込額によるふるさと振興基金積立金の減額、事業費の確定に伴う森林環境管理基金積立金の増額の差し引きによるものであります。同じく、６目・情報政策費は304万6,000円の減額です。これは、12節・委託料で基幹系システム標準化対応業務委託料の実績見込みによるものです。以上です。

○議長（末若憲二）　続いて、まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（高橋仁志）　７目・企画総務費は1,376万円の減額です。次ページにかかりますが、１節・報酬から13節・使用料及び賃借料につきましては、地域おこし協力隊、集落支援員、職員、事務職員らの雇用や活動の実績に伴う減額調整です。14節・工事請負費は、地域おこし協力隊の住宅改修に係る予算ですが、実績に伴う減額です。次ページをお願いします。18節・負担金補助及び交付金は、地方バス路線の維持対策費及び町営バスの運行費補助金の実績に伴う増額と、高校生就学支援補助金の実績に伴う減額です。８目・企画振興費は1,190万6,000円の減額です。７節・報償費は、各定住奨励金の実績に伴う530万円の減額です。８節・旅費から11節・役務費は、それぞれ実績に伴う減額です。12節・委託料は福賀シェアハウスの駐車場設置に伴う用地購入に係る測量業務委託料で47万円の増額です。14節・工事請負費は福賀シェアハウスの洗面台修繕工事費と、宇田お試し住宅のエアコン設置工事費で30万8,000円の増額です。17節・備品購入費は25万円で、宇田お試し住宅の冷蔵庫及び洗濯機の備品購入費です。18節・負担金補助及び交付金は事業実績見込みに伴うものでイベントの補助金をはじめ特産品開発支援事業は150万円、住宅取得補助金は411万円、空き家リフォーム補助金は117万8,000円、家賃補助金は13万8,000円のそれぞれの減額です。以上です。

○議長（末若憲二）　続いて、副町長。

○副町長（中野貴夫）　それでは、38ページをお願いします。11目・交通安全対策費は５万円の減額です。10節・需用費・光熱水費と14節・工事請負費の組み替え、そして18節・負担金補助及び交付金の乳幼児用シートベルト補助金の実績見込みによる減額です。以上です。

○議長（末若憲二）　続いて、まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（高橋仁志）　12目・まち・ひと・しごと創生特別事業費は、負担金補助及び交付金で、移住支援金の事業実績見込みに伴う160万円の減額です。以上です。

○議長（末若憲二）　続いて、戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（水津繁斉）　２項・徴税費、１目・税務総務費は575万9,000円の減額です。これは、12節・委託料でｅＬＴＡＸ電子申告システム改修業務で39万6,000円の追加、及び基幹系システムにおいて当初は別途契約の改修予定であった６年度税制改正、定額減税の改修とＫＯＳＳの小型二輪、軽二輪対応を実績による615万5,000円の減額です。以上です。

○議長（末若憲二）　続いて、副町長。

○副町長（中野貴夫）　同じく、４目・固定資産評価審査委員会委員は4,000円の減額です。これは、10節・需用費の消耗品費で、実績見込みによるものです。以上です。

○議長（末若憲二）　続いて、戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（水津繁斉）　３項・戸籍住民基本台帳費、１目・戸籍住民基本台帳費は222万8,000円の増額です。これは、戸籍に氏名の振り仮名を記載する戸籍法の改正に伴い、現在、住民基本台帳上にある氏名の振り仮名を、仮の戸籍上の振り仮名として本庁に本席を置かれている方に通知するための費用を計上するものです。まず、11節・役務費は通信運搬費34万円の増額で、通知書の郵便料です。次に、12節・委託料は188万8,000円の増額で、振り仮名通知用圧着はがきを作成する業務の委託料です。以上です。

○議長（末若憲二）　続いて、副町長。

○副町長（中野貴夫）　４項・選挙費、１目・選挙管理委員会費は６万円の増額です。これは、10節・事業費の消耗品費で、選挙事務に係る事業費の精査によるものです。続いて、次ページにかかりますが、同じく３目・衆議院議員選挙費は30万円の減額です。１節・報酬から13節・使用料及び賃借料は、全て衆議院議員選挙に係る事業費等の精査によるものです。以上です。

○議長（末若憲二）　続いて、まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（高橋仁志）　５項・統計調査費、１目・指定統計調査費は１万5,000円の減額です。これは、各統計調査の実績見込みに伴う増減の総計です。以上です。

○議長（末若憲二）　続いて、議会事務局長。

○議会事務局長（三浦　貴）　６項・監査委員費、１目・監査委員費については７万円の減額です。これは、全国監査委員研修会の料費につきまして１名減というものの旅費の精算によるものとなります。以上です。

○議長（末若憲二）　ここで会議を閉じて10分間休憩いたします。

休憩１０時５７分～１１時０７分

○議長（末若憲二）　休憩を閉じて、休憩前に引き続き会議を続行します。

引き続き補正予算の説明をお願いします。健康福祉課長。

○健康福祉課長（矢次信夫）　それでは、引き続いて３款民生費１項社会福祉費１目社会福祉総務費は720万4,000円の減額です。これは、主なものとして19節扶助費の障害者に係る給付費を実績見込みにより減額するほか、次のページになりますが、27節繰出金の国保事業特別会計及び介護保険事業特別会計への繰出金について各特会の実績見込みにより減額するものです。

２目老人福祉費は979万7,000円の減額です。これは、主に19節扶助費において養護老人ホーム入所者の減に伴い措置費を減額するほか、27節繰出金の後期高齢者医療事業特別会計への繰出金を実績見込みにより減額するものです。

続いて２項児童福祉費１目児童福祉総務費は1,329万5,000円の減額です。これは、保育士等会計年度任用職員の人件費及び外国青年保育士補助員の人件費の実績見込みによる減額のほか、19節扶助費の児童手当等を支給実績見込みにより減額するものです。

また、18節負担金補助及び交付金では管外保育の利用がありましたので、実績に伴い増額をしております。

２目保育所運営費は200万2,000円の減額です。これは、次のページになりますが、主には12節委託料で休園中の福賀分園の清掃作業、みどり保育園の園児送迎業務を実績見込みにより減額しております。また、保育の資質の向上を図るための研修の講師代及び園児の給食の賄い材料費を増額しています。

３目児童クラブ費は274万8,000円の減額です。これは、指導員の報酬と人件費の実績見込みによる減額です。

続いて、４款衛生費１項保健衛生費１目保健衛生総務費は224万3,000円の増額です。これは、主に令和５年度の母子保健衛生費補助金や出産・子育て応援交付金等の精査に伴う国費・県費の返還金の新規計上です。

２目環境衛生費は179万円の減額です。これは、合併処理浄化槽設置補助金等実績見込みによる減額です。

３目母子健康センター費は光熱水費と備品購入費10万円の組替えです。

５目保健事業費は652万6,000円の減額です。これは、次ページになりますが、主に12節委託料で個別予防接種やがん検診等の委託料等を実績見込みにより減額するほか、会計年度任用職員の報酬や健康教室の講師料等それぞれ実績見込みにより減額します。また、19節扶助費では予防接種に係る償還払金を実績により増額しております。

６目子育て世代包括支援センター費は102万2,000円の減額です。これは、包括支援センター「おひさま」に係る保健師等の人件費を実績見込みにより減額するものです。

続いて２項清掃費１目塵芥処理費は280万8,000円の減額です。これは、消耗品費でごみ袋購入費を実績見込みにより減額するほか、萩・長門清掃工場事業事務費委託料をこちらも実績見込みにより減額します。

一方、14節工事請負費では、ペットボトルを圧縮梱包機に投入する際に使用する移動式仕切り板の製作及びヤード入口の段差を解消するための工事費を増額しております。

以上です。

○議長（末若憲二）　続いて、農林水産課長。

○農林水産課長（野原　淳）　６款農林水産業費１項農業費３目農業政策費は755万7,000円の減額です。説明は次ページにわたっておりますが、２節給料から４節共済費の減額につきましては、職員１名が４月から９月までの間育児休業を取得したことによる調整です。また、会計年度任用職員の共済費の不足分につきましては、10節需用費から組み替えるものです。

14節工事請負費はキウイフルーツモデル園地の果樹棚新設工事の施工完了に伴う精算見込みに伴う減額です。

18節負担金補助及び交付金は、事業費の増額による奈古上地区県営農地耕作条件改善事業負担金及び奈古地区農地中間管理機構関連の整備事業負担金の増額、一方で新規就業者等産地拡大促進事業補助金につきましては、農事組合法人連合体で購入予定であったドローンが法人連合体形成加速化事業に変更になったこと、またがんばる農林水産業就業・経営等支援補助金につきましては、実績に伴う減額で、節全体としては減額補正となるものです。

５目中山間地域等直接支払事業費は協定面積及び取組加算の確定により実績見込みにより360万円の減額となるものです。

以上です。

○議長（末若憲二）　続いて、土木建築課長。

○土木建築課長（近藤慎治）　７目農村整備費は143万3,000円の増額です。これは、阿武町集落排水事業会計予算の増額に伴う他会計補助金の増額計上です。

以上です。

○議長（末若憲二）　続いて、農林水産課長。

○農林水産課長（野原　淳）　９目多面的機能支払交付金事業は180万4,000円の減額です。これは、取組協定面積及び取組加算の確定により、実績見込みに伴う減額と、協定地域内の農地転用に伴う交付金の返還義務による22節償還金利子及び割引料が増額となるものです。

以上です。

○議長（末若憲二）　続いて、土木建築課長。

○土木建築課長（近藤慎治）　11目農業競争力強化基盤整備事業費は67万5,000円の増額です。これは、県営事業長沢地区農業競争力強化基盤整備事業の事業費の変更に伴う負担金の増額計上です。

以上です。

○議長（末若憲二）　続いて、農林水産課長。

○農林水産課長（野原　淳）　２項林業費１目林業政策費は401万3,000円の減額です。10節需用費から次ページになりますが、26節公課費にわたり森林環境譲与税を財源とした事業の実績見込みに伴う減額です。なお、当該減額相当額につきましては、総務費、総務管理費、基金積立金、森林環境管理基金として積み立てるものです。

２目林野管理費は、町有林保育・間伐事業の実績見込みに伴う23万3,000円の減額です。

次に、３項水産業費１目水産業政策費は65万円の減額です。これは、がんばる農林水産業就業経営等支援補助金の実績見込みに伴う減額です。

以上です。

○議長（末若憲二）　続いて、土木建築課長。

○土木建築課長（近藤慎治）　３目漁業集落環境整備事業費は65万5,000円の増額です。これは、阿武町集落排水事業会計予算の増額に伴う他会計補助金の増額計上です。

５目漁港建設費は700万円の減額です。これは、宇田郷漁港海岸今浦尾無護岸の高潮対策事業測量設計業務の入札減等精査見込みによる減額です。

以上です。

○議長（末若憲二）　続いて、まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（高橋仁志）　７款１項商工費１目商工政策費は941万円の減額です。７節報償費及び８節旅費は、事業承継奨励金事業及び企業誘

致推進事業の実績見込みに伴う減額です。

18節負担金補助及び交付金は、商品券事業、事業者版定住促進奨励補助金、省エネ家電製品等購入事業補助金などの実績見込みに伴う減額です。

20節貸付金は、起業化支援対策資金融資預託金の実績見込みに伴う減額です。

次ページをお願いします。２目観光費は５万円の増額です。

10節需用費は30万円の増額で、これは、清ヶ浜の清掃を行う車両機械、ビーチクリーナーの故障に伴う修繕料で、そのほかはそれぞれ事業の実績に伴う増額です。

３目道の駅産業振興費は９万1,000円の減額です。

10節修繕料は60万円の増額で、これは温泉施設のろ過装置の故障に伴う修繕料です。

12節委託料は30万9,000円の増額で、合併浄化槽の汚泥処分に係る処理費の高騰によるものです。

14節工事請負費は100万円の減額で、営繕工事等の実績に伴うものです。

４目地域内循環地方創生特別事業費は410万円の減額です。これは、定住奨励金等の支払実績に伴う地域通貨あぶＰＡＹでありますが、換金負担金の実績見込みに伴う減額です。

以上です。

○議長（末若憲二）　続いて、土木建築課長。

○土木建築課長（近藤慎治）　８款土木費１項土木管理費１目土木総務費は11万1,000円の増額です。これは、会計年度任用職員の人件費の調整によるものです。

２項道路橋梁費１目道路費は400万円の減額です。これは、町道舗装改修工事の入札減等精算見込みによる減額です。

同じく２目橋梁費は300万円の減額です。これは、水車橋橋梁補修工事の入札減等精算見込みによる減額です。

以上です。

○議長（末若憲二）　続いて、副町長。

○副町長（中野貴夫）　54ページです。９款１項１目消防費は327万9,000円の減額です。１節報酬は、実績見込みにより消防団員の報酬及び出動に係る報酬を減額するものです。また、１節報酬から17節備品購入費は全国消防操法

大会出場経費に係る実績による減額です。

同じく２目災害対策費は160万5,000円の減額です。これは、18節負担金補助及び交付金で、山口県防災無線再整備事業負担金の確定に伴う減額です。

以上です。

○議長（末若憲二）　続いて、教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（藤田康志）　10款教育費１項教育総務費１目事務局費は57万5,000円の減額です。これは、全て会計年度任用職員に係る人件費の調整です。

２項小学校費１目学校管理費は309万2,000円の減額です。

１節報酬は学習支援員の報酬で、実績見込みによる減額です。

２節給料は福賀小学校の養護教諭補に応募者がなく減額するものです。

４節共済費は、次ページにわたりますが、失礼しました、共済費は事務職員等の社会保険料で、実績見込みによる増額です。

13節使用料及び賃借料は、これが次ページにわたりますが、学校等教育系サーバーをつなぐワイドＬＡＮの実績による減額です。

２目教育振興費は19万円の減額です。

12節委託料は実績見込みによる減額で、説明欄記載のとおりです。

１目給食センター費は４万6,000円の増額です。これは、会計年度任用職員に係る人件費の調整です。

３項中学校費１目学校管理費は405万2,000円の減額です。

４節共済費は人件費の調整です。

12節委託料はスクールバス委託料の入札による減額です。

13節使用料及び賃借料は、中学校の校務用パソコンと教育系サーバーの実績見込みによる減額です。

２目教育振興費は49万2,000円の減額です。

７節報償費は部活動指導員への補助の予定でしたが、現行の部活動に対象者がなく、地域への移行にも時間を要するため、今回の補助事業は見送ることとしたので、全額を減額するものです。

12節委託料は実績見込みによる減額で、説明欄記載とおりです。

３目外国青年英語指導事業は５万1,000円の減額です。

４節共済費は人件費の調整です。

４項社会教育費１目社会教育総務費は21万5,000円の減額です。

３節職員手当等は職員の人件費の調整です。

８節旅費は人権大会の精査による講師旅費の減額です。

12節委託料及び13節使用料及び賃借料につきましても、人権大会の精査による減額です。

18節負担金補助及び交付金は２万5,000円の増額ですが、これは、全国大会等出場に対する激励金が、今年度これまでの対象者が５人分ということで増額するものです。

次ページをお願いします。

３目町民センター費は28万8,000円の減額です。

１節報酬７節報償費11節役務費、12節委託料、13節使用料及び賃借料は、文化ホール事業で実施したＤＲＵＭ　ＴＡＯの実績見込みによる減額です。

14節工事請負費は114万円の増額です。これは、町民センターの西の外壁の修復に90万円、多目的ホールの非常灯の交換に24万円の追加計上です。

５目文化財保護費は12万円の減額です。

７節報酬費は、調査対象がなかったことによる減額です。

５項保健体育費１目保健体育総務費は58万円の減額です。

７節報償費は、スポーツ大会の実績による減額です。

12節委託料はスポーツフェスタの実績見込みによる報償費、講師委託料の減額です。

以上です。

○議長（末若憲二）　続いて、土木建築課長。

○土木建築課長（近藤慎治）　11款災害復旧費２項公共土木施設災害復旧費２目６災公共土木施設災害復旧事業費は1,000万円の減額です。これは、予定していました令和６年11月豪雨により被災しました町道奈古谷線の災害復旧工事の国庫負担金交付決定が令和７年度となることから、来年度予算へ移行するもので、今年度予算については減額するものです。

以上です。

○議長（末若憲二）　続いて、まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（高橋仁志）　13款１項１目諸支出金は76万円の減額です。これは、ＡＢＵファクトリーパークの購入用地の移転登記に係る経費ですが、農振除外等の手続に時間を要するため、次年度での実施とし減額するものです。

以上です。

○議長（末若憲二）　以上で歳出の説明を終わります。

続いて、歳入に入ります。22ページ、町税から。副町長。

○副町長（中野貴夫）　それでは、22ページをお願いいたします。歳入についてご説明いたします。

１款町税３項軽自動車税３目種別割は５万4,000円の減額で、これは最終の収納実績見込みによるものであります。

次に、13款使用料及び手数料２項手数料２目衛生手数料は78万円の減額で、ごみ袋販売等の実績見込みによるものです。

次に、14款国庫支出金１項国庫負担金１目民生費国庫負担金は680万円の減額です。これは、障害児入所給付費等負担金、低所得者保険料軽減負担金及び児童手当負担金の実績見込みによるものです。

同じく３目災害復旧費国庫負担金は533万6,000円の減額です。これは、６災公共土木施設災害復旧事業費負担金の決定が令和７年度になるための減額です。

次ページにかかりますが、２項国庫補助金１目総務費国庫補助金は81万9,000円の減額です。これは、基幹系システムの標準化対応業務に係るデジタル基盤改革支援補助金の実績見込みによる減額、そして住基システム振り仮名機能業務、戸籍付票システム改修業務及び旧氏及び振り仮名の記載に係る戸籍付票システム改修事業による社会保障・税番号制度システム整備費補助金の実績見込みによる増額との差引きによるものです。

24ページですが、同じく２目民生費国庫補助金は66万3,000円の減額です。これは、地域生活支援事業費補助金の実績見込みによる減額と子ども・子育て支援事業費補助金の実績見込みによる増額との差引きによるものです。

同じく４目農林水産業費国庫補助金は100万円の減額です。これは、海岸保全施設整備事業費補助金の確定によるものです。

同じく６目土木費国庫補助金は2,499万円の減額です。これは、社会資本整備総合交付金に係る町道亀山十王堂線道路改良工事等の実績見込みによるものです。

次に、15款県支出金１項県負担金１目民生費県負担金は497万1,000円の減額です。これは、障害児入所給付費等負担金をはじめ国保事業（事業勘定）保険基盤安定負担金や後期高齢者医療事業保険基盤安定負担金、低所得者保

険料軽減負担金及び児童手当負担金の実績見込みによるものです。

２項県補助金２目総務費県補助金は120万円の減額です。これは、移住支援金交付金の実績見込みによるものです。

次のページをお願いします。同じく４目民生費県補助金は56万8,000円の減額です。これは、市町地域生活支援事業費補助金の実績見込みによるものです。

同じく４目農林水産業費県補助金は183万5,000円の増額です。これは、各種農林水産業費に係る補助金で、内容は説明記載のとおりで、増減額は全て実績見込みによるものです。

同じく７目教育費県補助金は９万6,000円の減額です。これは、部活動指導員配置事業費補助金の減額及び教員業務支援員配置事業費補助金の増額の差引きによるものです。

次に、３款委託金１目総務費委託金は31万5,000円の減額です。これは、農林業センサス委託金及び衆議院議員選挙委託金の精算による減額です。

次に、16款財産収入１項財産運用収入１目財産貸付収入は21万7,000円の増額です。これは、道の駅の裏にあるチップボイラー施設用地に係るものであります。

次のページにかかりますが、続いて、18款１項繰入金１目ふるさと振興基金繰入金は170万円の減額です。これは、事業減によるふるさと振興基金繰入金の減額であります。

同じく２目公共施設整備基金繰入金は１億900万円の減額です。これは、他財源の確保により公共施設整備基金からの取崩しが不要となったことに伴う繰入金の減額です。

同じく３目観光施設等整備基金繰入金は67万4,000円の減額です。これは、令和５年度のあぶナビの不用額に対するものであります。

次に、19款１項１目繰越金は2,195万1,000円の増額です。これは、今回の補正予算に係る一般財源の所要額の財源手当に係る増額です。

次に、20款諸収入２項貸付金元利収入２目商工貸付金元利収入は100万円の減額です。これは、起業化支援対策資金融資保証料の実績見込みによるものです。

次に、４項１目雑入は361万9,000円の減額です。これは、山口県市町村振興協会研修受講助成金をはじめとした各種実績見込みによるもので、内容は

説明記載のとおりです。

次のページをお願いします。次に、21款１項町債２目民生債は150万円の増額です。これは、過疎対策における公用車運行管理経費の実績見込みによるものです。

同じく６目教育費は150万円の減額です。これは、スクールバス運行事業の事業費減に伴う実績見込みによるものです。

同じく７目臨時財政対策債は400万円の減額です。これは、実績により借入れが不要になったことによるものであります。

同じく９目災害復旧債は260万円の減額です。これは、６災公共土木施設災害復旧費の実績によるものです。

以上で、歳入に係る説明を終了いたします。

続きまして、16ページをお願いいたします。16ページでありますが、第２票の繰越明許費でありますが、全12事業についてご説明をいたします。なお、繰越明許費の事業の繰越理由につきましては、17ページをご参照ください。

それでは、最初の阿武町移住体制滞在（お試し住宅）整備事業は150万円の繰越しで、農業振興地域に係る農用地からの除外及び農地転用の許可に日数を要したための繰越しです。

次に、戸籍情報システム改修事業は222万8,000円の繰越しで、事業の開始が令和６年度補正予算事業であり、事業の完了が令和７年度の見込みとなるための繰越しです。

次に、物価高騰地方創生臨時交付金低所得者等給付事業は2,070万円の繰越しで、給付支給の適正期間を確保するための繰越しです。

同じく物価高騰地方創生臨時交付金低所得者等給付金事務事業は、668万8,000円の繰越しで、給付金支給に係るシステム構築に相応の時間を要するための繰越しであります。

次に、診療所等複合施設整備事業は8,980万4,000円の繰越しで、土地等所有者等の調整に不測の日数を要したための繰越しです。

次に、寺東地小規模治山事業は400万円の繰越しで、現場付近に必要なヤード等の敷地の確保に不測の日数を要したための繰越しです。

次に、萩地方卸売場市場水産物供給基盤機能保全事業は30万円の繰越しで、事業主体である山口県漁業協同組合が事業を令和７年度に繰り越したことに伴う補助金の繰越しです。

次に、町道亀十王堂線道路改良事業は2,760万円の繰越しで、工事資材納入と用地内電柱移転に不測の日数を要したための繰越しです。

次に、道路側溝整備事業は3,000万円の繰越しで、道路内の電柱移転に不測の日数を要したための繰越しです。

次に、町道片線及び釜屋片線道路改良事業は1,379万4,000円の繰越しで、河川の占用協議に不測の日数を要したための繰越しです。

次に、町道都土線道路改良事業は100万円の繰越しで、圃場整備計画との調整に不測の日数を要したための繰越しです。

次に、町道柳尾下郷線道路改良事業は371万6,000円の繰越しで、圃場整備計画との調整に不測の日数を要したための繰越しです。

以上ですが、続いて、18ページをお願いいたします。

第３票、債務負担行為の補正です。これは、漁業近代化資金利子補給として、平成29年度から令和９年度までの期間を平成29年度から令和７年度までの８年間で、補正前と同じ13万1,000円を限度として利子補給に係る債務負担行為の変更を行うための補正及びスクールバス運行委託事業を令和６年度から令和８年度までの３年間で5,522万1,000円を限度として行う債務負担行為を廃止するための補正を行うものであります。

以上で説明を終わりますが、続いて19ページをお願いいたします。

第４票、地方債補正の変更でありますが、これは、過疎対策公用車運行管理事業費の起債限度額を200万円から350万円に変更するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（末若憲二）　次に、議案第16号、令和６年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第３回）について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（矢次信夫）　議案書の75ページをお願いします。

議案第16号、令和６年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第５回）についてご説明いたします。

今回の補正は157万3,000円を追加し、補正後の予算を５億9,595万6,000円とするものです。

それでは、別冊補正予算書の72、73ページをお願いします。

歳出から説明いたします。

１款総務費１項総務管理費１目一般管理費は128万1,000円の減額です。こ

れは、制度改正に伴うシステム改修費を実績により減額するものです。

続いて、２款保険給付費２項高額療養費１目一般被保険者高額療養費は300万円の増額です。これは、一般被保険者の高額療養費の実績見込みによる増額です。

続いて、５項葬祭諸費１目葬祭費は15万円の増額です。これは、被保険者の死亡件数が増えたことによる増額です。

続いて、６款諸支出金１項償還金及び還付加算金３目償還金は、20万1,000円の増額です。これは、令和５年度の保険者努力支援交付金の精算に伴う返還金の新規計上です。

続いて、２項繰出金１目診療施設繰出金は49万7,000円の減額です。これは、国保直診勘定特別会計への繰出金の減額です。

続いて、68、69ページをお願いします。

歳入についてご説明いたします。

１款１項国民健康保険税１目一般被保険者国民健康保険税は144万7,000円の減額です。これは、国保税の収納見込みによる減額です。

続いて、４款県支出金１項県補助金１目保険給付費等交付金は401万1,000円の減額です。これは、普通交付金及び特別交付金の収納見込みによる減額で、特に２節特別交付金の特別調整交付金分が福賀診療所の診察日数の減により減額となっています。

次のページをお願いします。

６款１項繰入金１目一般会計繰入金は50万9,000円の減額です。これは、保険基盤安定負担金繰入金における保険税軽減分の繰入れの減額によるものです。

続いて、７款１項繰越金２目その他繰越金は754万円の増額です。これは、前年度の決算額に合わせ増額をするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（末若憲二）　次に、議案第17号、令和６年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第３回）について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（矢次信夫）　議案書の76ページをお願いします。

議案第17号、令和６年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第３回）についてご説明いたします。

今回の補正は298万4,000円を追加し、補正後の予算を5,319万7,000円とするものです。

それでは、別冊補正予算書の82、83ページをお願いします。

歳出からご説明いたします。

１款総務費１項施設管理費１目一般管理費は75万8,000円の増額です。これは、巡回診療、奈古診療所に係る経費で、事務用品の消耗品やＸ線装置漏えい線量の測定の手数料、消防設備の点検委託料、シュレッダーや血圧計等の備品購入費を増額するほか、18節負担金補助及び交付金では、僻地医療支援センターから医師の派遣を受けた際の負担金50万円を新規計上しています。

続いて、２款１項医療費１目医療用機械器具費は22万6,000円の増額、２目医療用消耗器材費は40万円の増額、３目医療費衛生材料費は150万円の増額、４目医療諸費は10万円の増額です。これは、いずれも巡回診療、奈古診療所に係る経費の増額です。

続いて、81ページをお願いします。

歳入についてご説明いたします。

１款診療収入１項外来収入１目国民健康保険診療報酬収入は26万8,000円の増額、２目社会保険診療報酬収入は23万5,000円の増額、３目後期高齢者診療報酬収入は244万9,000円の増額、５目一部負担金収入は43万5,000円の増額です。いずれも巡回診療奈古診療所に係る診療収入の収納見込みにより増額をするものです。

続いて、３款１項繰入金１目事業繰入金は49万7,000円の減額です。これは、国保事業特別会計からの繰入金で、特別調整交付金分を実績見込みにより減額する一方、巡回診療奈古診療所に係る経費の一部を国保財政調整基金を取り崩し充当するために増額をしております。

続いて、４款１項１目繰越金は９万4,000円の増額です。これは、前年度の決算額に合わせ増額をするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（末若憲二）　次に、議案第18号、令和６年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１回）について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（矢次信夫）　議案書の77ページをお願いします。

議案第18号、令和６年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１回）についてご説明いたします。

今回の補正は409万円を減額し、補正後の予算を8,871万3,000円とするものです。

それでは、別冊補正予算書の92、93ページをお願いします。

歳出からご説明いたします。

２款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金は409万円の減額です。これは、広域連合に支払う負担金の実績見込みにより減額となります。

続いて、90、91ページをお願いします。

歳入についてご説明いたします。

１款１項後期高齢者医療保険料１目特別徴収保険料は765万円の減額、２目普通徴収保険料は374万4,000円の増額です。これらは、後期高齢者の保険料の現年度分における収納見込みによるものです。

続いて、３款繰入金１項一般会計繰入金２目保険基盤安定繰入金は、181万6,000円の減額です。これは、保険基盤安定負担金の額の確定に伴い、繰入金を減額するものです。

続いて、４款１項１目繰越金は、163万2,000円の増額です。これは、前年度の決算額に合わせ増額をするものです。

説明は以上です。

○議長（末若憲二）　次に、議案第19号、令和６年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第３回）について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（矢次信夫）　議案書の78ページをお願いします。

議案第19号、令和６年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第３回）についてご説明いたします。

今回の補正は345万4,000円を減額し、補正後の予算を６億3,406万6,000円とするものです。

それでは、別冊補正予算書の102、103ページをお願いします。

歳出からご説明いたします。

１款総務費１項総務管理費１目一般管理費は、345万4,000円の減額です。これは、制度改正に伴うシステムの改修費を実績により減額するものです。

続いて、101ページをお願いします。

歳入についてご説明いたします。

１款保険料１項介護保険料１目第１号被保険者保険料は、231万1,000円の減額です。これは、保険料の現年度分における収納見込みによる減額です。

３款国庫支出金２項国庫補助金４目介護保険事業費補助金は、172万7,000円の減額です。これは、システム改修に係る費用の減額に伴う補助金の減額です。

続いて、６款繰入金１項一般会計繰入金３目低支所得者保険料軽減繰入金は、109万9,000円の減額、４目その他一般会計繰入金は、172万7,000円の減額です。これは、いずれも実績見込みによる繰入金の減額です。

続いて、２項１目基金繰入金は、422万円の増額です。これは、決算見込みによる財源不足分を介護保険の財政調整基金から繰り入れるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（末若憲二）　次に、議案第20号、令和６年度阿武町簡易水道事業会計補正予算（第２回）について説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長（近藤慎治）　それでは、議案書の79ページをお願いします。

議案第20号、令和６年度阿武町簡易水道事業会計補正予算（第２回）についてご説明します。

今回の補正は、収益的収入及び支出の予定額について補正するもので、収益的収入として242万2,000円を増額し、6,979万1,000円とし、収益的支出として338万4,000円を増額し、7,048万7,000円とするものです。

次に、別冊補正予算書でご説明します。補正予算書の112ページをお願いします。

収益費用明細書により支出から説明いたします。

２款簡易水道事業費用１項営業費用１目原水及び浄水費は83万3,000円の増額です。これは、３節光熱水費で電気代の実績見込みに伴う増額計上です。また、６節委託料で有機フッ素化合物、ＰＦＡＳに関する水質検査委託料の増額計上です。

同じく４目減価償却費は40万6,000円の増額です。これは、固定資産額の確定による減価償却費の追加増減分です。

３項特別損失１目その他特別損失は214万5,000円の増額です。これは、落雷による水量測定装置故障の復旧に伴う費用の増額計上です。

次に、収入について説明します。

１款簡易水道事業収益１項営業収益１目給水収益は33万円の増額です。これは、給水使用料の実績見込みによるものです。

２項営業外収益２目長期前受金戻入は５万3,000円の減額です。これは、減

価償却費の確定によるものです。

３項特別利益１目その他特別利益は214万5,000円の増額です。これは、落雷による水量測定装置故障に伴う保険金の増額計上です。

以上で説明を終わります。

○議長（末若憲二）　次に、議案第21号、令和６年度阿武町集落排水事業会計補正予算（第２回）について説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長（近藤慎治）　それでは、議案書の80ページをお願いします。議案第21号、令和６年度阿武町集落排水事業会計補正予算（第２回）についてご説明します。

今回の補正は収益的収入及び支出の予定額について補正するもので、収益的収入として218万7,000円を増額し、１億5,155万7,000円とし、収益的支出として269万9,000円を増額し、１億5,131万円とするものです。

次に、別冊補正予算書でご説明いたします。補正予算書の122ページをお願いします。

収益費用明細書により支出から説明いたします。

２款集落排水事業費用１項営業費用１目管渠費は19万円の増額です。これは、光熱水費で電気代の実績見込みに伴う増額計上です。

同じく２目処理施設費は126万6,000円の増額です。これは、光熱水費で電気代の実績見込みに伴う増額計上です。

同じく４目減価償却費は60万6,000円の増額です。これは、固定資産額の確定による減価償却費の追加増減分です。

２目営業外費用１目支払利息及び企業債取扱諸費は28万9,000円の増額です。これは、企業債利息の不足分の増額によるものです。

３項特別損失１目その他特別損失は34万8,000円の増額です。これは、令和５年度消費税納付金の増額によるものです。

次に、収入について説明します。１款集落排水事業収益２項営業外収益１目他会計補助金は208万8,000円の増額です。これは、支出の増額に伴う他会計補助金によるものです。

同じく２目長期前受金戻入は９万9,000円の増額です。これは、減価償却費の確定によるものです。また、今回の補正により他会計からの補助金を208万8,000円増額し、3,126万4,000円に改めるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（末若憲二）　ここで昼食のため会議を閉じます。午後は１時から再開いたしますので、よろしくお願いします。

休憩１１時５７分～１３時００分

○議長（末若憲二）　昼食のための休憩を閉じて会議を続行いたします。休憩前に引き続き会議を続行いたします。

それでは、議案第22号、令和７年度阿武町一般会計予算について、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長（中野貴夫）　それでは、議案書の81ページをお願いいたします。議案第22号、令和７年度阿武町一般会計予算について御説明いたします。

まず、第１条は、令和７年度阿武町一般会計予算の総額を45億1,000万円と定めるものです。

第２条は、歳入歳出予算の款項の区分とその金額は、別冊予算書の第１票、歳入歳出予算のとおりとするものです。また、第２条は、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第２票、債務負担行為のとおりです。

第３条は、地方債の目的や限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるもので、第３票、地方債のとおりです。

第４条は、一時借入金の最高限度額を５億円と定めるものです。

そして第５条は、歳出予算の各項の金額の流用について、各項に計上した給料職員手当及び共済費についてのみ、同一款内での流用ができる旨を定めるものであります。以上で終わります。

○議長（末若憲二）　続いて、説明をお願いいたします。

説明は歳出からお願いします。51ページ、議会費から。議会事務局長。

（議会事務局長、議会費について説明する。）

○議長（末若憲二）　続いて、副町長。

（副町長、一般管理費、財産管理費、のうそんセンター費、ふれあいセンター費、基金積立金、情報政策費について説明する。）

○議長（末若憲二）　続いて、まちづくり推進課長。

（まちづくり推進課長、企画総務費、企画振興費、文書広報費について説明する。）

○議長（末若憲二）　続いて、副町長。
（副町長、防災行政無線費、交通安全対策費について説明する。）
○議長（末若憲二）　続いて、まちづくり推進課長。
（まちづくり推進課長、まち・ひと・しごと創生特別事業費を説明。）
○議長（末若憲二）　続いて、戸籍税務課長。
（戸籍税務課長、税務総務費、賦課徴収費、固定資産評価費を説明。）
○議長（末若憲二）　続いて、副町長。
（副町長、固定資産評価審査委員会費について説明する。）
○議長（末若憲二）　続いて、戸籍税務課長。
（戸籍税務課長、戸籍住民基本台帳費について説明する。）
○議長（末若憲二）　続いて、選挙管理委員会事務局長。
（選挙管理委員会事務局長、選挙管理委員会費、選挙啓発費、阿武町長選挙費、阿武町議会議員選挙費、山口県知事選挙費、参議院議員選挙費について説明する。）
○議長（末若憲二）　続いて、まちづくり推進課長。
（まちづくり推進課長、指定統計調査費について説明する。）
○議長（末若憲二）　続いて、監査委員事務局長。
（監査委員事務局長、監査委員費について説明する。）
○議長（末若憲二）　続いて、健康福祉課長。
（健康福祉課長、社会福祉総務費、老人福祉費について説明する。）
○議長（末若憲二）　続いて、戸籍税務課長。
（戸籍税務課長、国民年金事務費について説明する。）
○議長（末若憲二）　続いて、健康福祉課長。
（健康福祉課長、児童福祉総務費、保育所運営費、児童クラブ費、災害救助費、保健衛生総務費、環境衛生費、母子健康センター費、診療所費、保健事業費、子育て世代包　括支援センター費、塵芥処理費、し尿処理費について説明する。）
○議長（末若憲二）　続いて、まちづくり推進課長。
（まちづくり推進課長、労働諸費について説明する。）
○議長（末若憲二）　続いて、農林水産課長。
（農林水産課長、農業委員会費、農業者年金事務費、農業政策費、畜産業費、中山間地域等直接支払事業費、農山漁村女性活動推進事業費について説明す

る。）

○議長（末若憲二）　続いて、土木建築課長。

（土木建築課長、農村整備費について説明する。）

○議長（末若憲二）　続いて、農林水産課長。

（農林水産課長、多面的機能支払交付金事業費、阿武町西台放牧場管理費について説明する。）

○議長（末若憲二）　続いて、土木建築課長。

（土木建築課長、農業競争力強化基盤整備事業費について説明する。）

○議長（末若憲二）　続いて、農林水産課長。

（農林水産課長、土木建築課長、無角和種地方創生特別事業費、林業政策費、林野管理費、林業センター費、森林整備地域活動支援事業費について説明する。）

○議長（末若憲二）　続いて、土木建築課長。

（土木建築課長、小規模治山事業費について説明する。）

○議長（末若憲二）　続いて、農林水産課長。

（農林水産課長、水産業政策費について説明する。）

○議長（末若憲二）　続いて、土木建築課長。

（土木建築課長、漁港管理費、漁業集落環境整備事業費について説明する。）

○議長（末若憲二）　続いて、農林水産課長。

（農林水産課長、単県農山漁村魚礁整備事業費について説明する。）

○議長（末若憲二）　続いて、土木建築課長。

（土木建築課長、漁港建設費について説明する。）

○議長（末若憲二）　続いて、まちづくり推進課長。

（まちづくり推進課長、商工政策費、観光費、道の駅産業振興費、地域内循環地方創生特別事業費について説明する。）

○議長（末若憲二）　続いて、土木建築課長。

（土木建築課長、土木総務費、道路費、橋梁費、過疎対策道路事業費、一般単独道路事業費、河川費、住宅管理費、特定公共賃貸住宅管理費、公営住宅建設事業費について説明する。）

○議長（末若憲二）　続いて、副町長。

（副町長、消防費、災害対策費について説明する。）

○議長（末若憲二）　続いて、教育委員会事務局長。

（教育委員会事務局長、教育委員会費、事務局費、教職員住宅管理費、学力向上対策事業費、（小）学校管理費、教育振興費、給食センター費、（中）学校管理費、教育振興費、外国青年英語指導事業費、社会教育総務費、公民館費、町民センター費、生涯学習振興費、文化財保護費、放課後子ども教室費、保健体育総務費、体育センター等費について説明する。）

○議長（末若憲二）　ここで10分間休憩したいと思います。

休憩１４時０５分～１４時１５分

○議長（末若憲二）　それでは、休憩を閉じて会議を続行いたします。休憩前に引き続き、一般会計予算の説明をお願いいたします。土木建築課長。

（土木建築課長、単独災害復旧事業費、単独災害復旧事業費、６災公共土木施設災害普及事業費について説明する。）

○議長（末若憲二）　続いて、副町長。

（副町長、元金、利子について説明する。）

○議長（末若憲二）　続いて、まちづくり推進課長。

（まちづくり推進課長、諸支出金について説明する。）

○議長（末若憲二）　続いて、副町長。

（副町長、予備費について説明する。）

○議長（末若憲二）　以上で、歳出の説明を終わります。

続いて、歳入に入ります。16ページ、１款町税から。副町長。

（副町長、歳入について説明する。）

○議長（末若憲二）　次に、議案第23号、令和７年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計予算について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（矢次信夫）　議案書の82ページをお願いします。議案第23号、令和７年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計予算についてご説明いたします。それでは、別冊予算書の194、195ページをお願いします。

（健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長（末若憲二）　次に、議案第24号、令和７年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計予算について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（矢次信夫）　議案書の83ページをお願いします。議案第24号、令和７年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計予算についてご説

明いたします。

第１条において、歳入歳出予算の総額を３億2,272万8,000円とするものです。また、今回、診療所と複合施設建設費の起債のため、第２条において地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第２票で定めるものです。それでは、別冊予算書の224、225ページをお願いします。

（健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長（末若憲二）　皆さんにお諮りします。あと議案が４つですので、このまま続けてやってもよろしいですか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長（末若憲二）　じゃあ、そのようにさせてもらいます。

次に、議案第25号、令和７年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算について説明を求めます。健康福祉課長。

○議長（末若憲二）　議案書の84ページをお願いします。議案第25号、令和７年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額を9,124万4,000円とするものです。それでは、別冊予算書の248、249ページをお願いします。

（健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長（末若憲二）　次に、議案第26号、令和７年度阿武町介護保険事業特別会計予算について説明を求めます。健康福祉課長。

○議長（末若憲二）　議案書の85ページをお願いします。議案第26号、令和７年度阿武町介護保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額を５億8,058万4,000円とするものです。なお、歳出予算の流用については、地方自治法第220条第２項ただし書の規定により、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合には、同一款内でこれらの経費の各項の間の流用ができるよう定めます。それでは、別冊予算書の266、267ページをお願いします。

（健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長（末若憲二）　次に、議案第27号、令和７年度阿武町簡易水道事業会計予算について説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長（近藤慎治）　それでは、議案書の86ページをお願いします。議案第27号、令和７年度阿武町簡易水道事業会計予算についてご説明します。

条文の第１条からご覧ください。条文の第１条は予算の総則となります。

次に、第２条は業務の予定量でありますが、給水戸数は1,073戸、年間総給水量は30万2,952立米、１日平均給水量は830立米、主な建設事業費は1,868万3,000円であります。

次に、第３条は収益的収入及び支出の予算額ですが、収入は簡易水道事業収益として7,186万7,000円、支出は簡易水道事業費用として7,339万3,000円と定めるものであります。

次ページにかかりますが、第４条は資本的収入及び支出でありますが、収入は資本的収入といたしまして2,110万円、支出は資本的支出で3,518万3,000円と定め、不足する1,408万3,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額160万5,000円と、当年度分損益勘定留保資金1,247万8,000円で補填するものであります。

次に、第５条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおり定めることとしています。起債の目的は簡易水道施設整備事業費として限度額を1,400万円と定め、起債の方法以下については一般会計と同様であります。

次に、第６条、一時借入金の限度額は1,000万円と定めています。

次に、第７条、予定支出の各項の経費の金額の流用については記載のとおりであります。

次に、第８条は、他会計からの補助金で、一般会計から補助を受ける額は610万円と定めました。

次に、別冊予算書でご説明します。

○議長（末若憲二）　課長、ちょっと待って、第１条、今の、令和７年じゃないの。令和６年となっていない。

○土木建築課長（近藤慎治）　すいません、令和７年です。

○議長（末若憲二）　訂正してください。

○土木建築課長（近藤慎治）　すいません、総則の第１条、「令和６年度」とありますのを「令和７年度」に訂正をお願いいたします。

続けてよろしいですか。

○議長（末若憲二）　はい。

○土木建築課長（近藤慎治）　それでは次に、別冊予算書でご説明します。簡易水道事業会計予算は276ページからとなります。

（土木建築課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長（末若憲二）　次に、議案第28号、令和７年度、阿武町集落排水事業会計予算について説明を求めます。土木建築課長。

○議長（末若憲二）　それでは、議案書の88ページをお願いします。議案第28号、令和７年度阿武町集落排水事業会計予算についてご説明します。

条文の第１条から御覧ください。条文の第１条は予算の総則となります。

次に、第２条は業務の予定量でありますが、処理区域内接続戸数は1,444戸、年間汚水処理水量は31万8,815立米、主な建設改良事業は農集が362万9,000円、漁集が3,431万5,000円であります。

次に、第３条は収益的収入及び支出の予算額ですが、収入は集落排水事業収益として１億5,446万円、支出は集落排水事業費用として１億6,085万円と定めるものであります。

次ページにかかりますが、第４条は資本的収入及び支出でありますが、収入は資本的収入といたしまして4,610万円、支出は資本的支出で6,987万3,000円と定め、不足する2,377万3,000円は当年度分損益勘定留保資金2,377万3,000円で補填するものであります。

次に、第５条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおり定めることとしています。起債の目的は集落排水施設整備事業費として限度額を1,600万円と定め、起債の方法以下については一般会計と同様であります。

次に、第６条、一時借入金の限度額は1,000万円と定めています。

次に、第７条、予定支出の各項の経費の金額の流用については記載のとおりであります。

次に、第８条は他会計からの補助金で、一般会計から補助を受ける額は3,230万6,000円と定めました。

次に、別冊予算書でご説明します。

（土木建築課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長（末若憲二）　以上で、議案の説明を終わります。

日程第34　委員会付託

○議長（末若憲二）　日程第34、委員会付託を行います。お諮りします。ただいま議題となっております議案第１号から議案第13号、発議第１号、議案第

15号から議案第28号までについては、会議規則第39条第１号の規定により一括して阿武町行財政改革等特別委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議長（末若憲二）　全員ご異議なしと認めます。よって、議案第１号から議案第13号、発議第１号、議案第15号から議案第28号までについては、阿武町行財政改革等特別委員会に付託することに決定しました。

○議長（末若憲二）　以上で、本日の議事日程は全て終了しました。本日はこれをもって散会とします。全員ご起立お願いします。一同礼。お疲れさまでした。

閉会１５時４４分

地方自治法第 123 条第２項の規定により署名します。

阿武町議会議長　　末　若　憲　二

阿武町議会議員　　西　村　容　子

阿武町議会議員　　松　田　　穣